

港湾法の改正について

令和5年1月24日
国土交通省港湾局

● 港湾法の一部を改正する法律(令和4年法律第87号)の概要 (令和4年11月18日公布、12月16日施行(一部を除く))

背景・必要性

1. エネルギー・産業構造転換のために必要な港湾における脱炭素化の推進

- 我が国の運輸・産業分野の脱炭素化に必要な水素・燃料アンモニア等の活用を本格化させるためには、産業が集積し海上物流の拠点である港湾におけるそのサプライチェーンの構築と利用促進が必要。我が国産業や港湾の国際競争力にも影響する懸念。

➡ 臨海部に集積する産業と連携し、港湾における官民関係者が一体となった、カーボンニュートラルポート(CNP)の取組を推進するための仕組みが必要。

2. パンデミックや自然災害等への対応

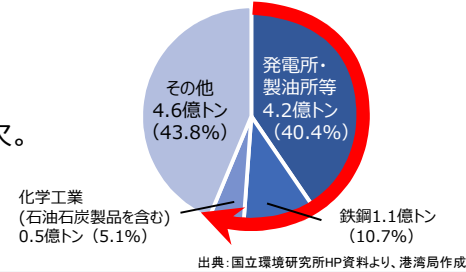
- パンデミックや激甚化する自然災害等の新たなリスクに対応するため、港湾機能を確実に維持するための体制の構築が必要不可欠。

3. 民間を活用した港湾の管理、利用等の効率化と質の向上への対応

- 地域の交流拠点としての役割を担う港湾緑地等の老朽化、魅力の低下等に対応するため、民間活力を最大限活かして、緑地等の再整備と魅力向上を効果的に推進する仕組みが必要。

我が国のCO₂排出量
計10.4億トン(2020年度)

CO₂排出量の約6割を占める産業の多くは、港湾・臨海部に立地



法律の概要

1. 港湾における脱炭素化の推進

① 港湾の基本方針への位置づけの明確化等

- 国が定める港湾の開発等に関する基本方針に「脱炭素社会の実現に向けて港湾が果たすべき役割」等を明記。
- 港湾法の適用を受ける港湾施設に、船舶に水素・燃料アンモニア等の動力源を補給するための施設を追加し、海運分野の脱炭素化を後押し。

※併せて税制特例(固定資産税等)を措置

② 港湾における脱炭素化の取組の推進

- 港湾管理者(地方自治体)は、官民の連携による港湾における脱炭素化の取組※を定めた港湾脱炭素化推進計画を作成。
※水素等の受入れに必要な施設や船舶への環境負荷の少ない燃料の供給施設の整備等
- 港湾管理者は、関係する地方自治体や物流事業者、立地企業等からなる港湾脱炭素化推進協議会を組織し、計画の作成、実施等を協議。
- 水素関連産業の集積など、計画の実現のために港湾管理者が定める区域内における構築物の用途規制を柔軟に設定できる特例等を措置。

➡ 臨海部に集積する産業と連携して、カーボンニュートラルポート(CNP)の取組を推進し、我が国の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献

港湾脱炭素化推進計画に定める取組の例



2. パンデミック・災害の際の港湾機能の確実な維持

① 国による港湾管理者を支援する体制の強化

- 非常災害と同様に、感染症等のリスク発生時にも、国による港湾施設の管理代行を可能とする。

② 民間事業者の活用の推進

- 災害復旧工事等を円滑化するため、国、港湾管理者が委任した者に、港湾工事のための調査時における土地立入権限を付与。



3. 港湾の管理、利用等の効率化と質の向上

① 民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備

- 港湾緑地等において、収益施設(カフェ等)の整備と当該施設から得られる収益を還元して緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、緑地等の貸付を可能とする認定制度を措置。



1. 港湾における脱炭素化の推進

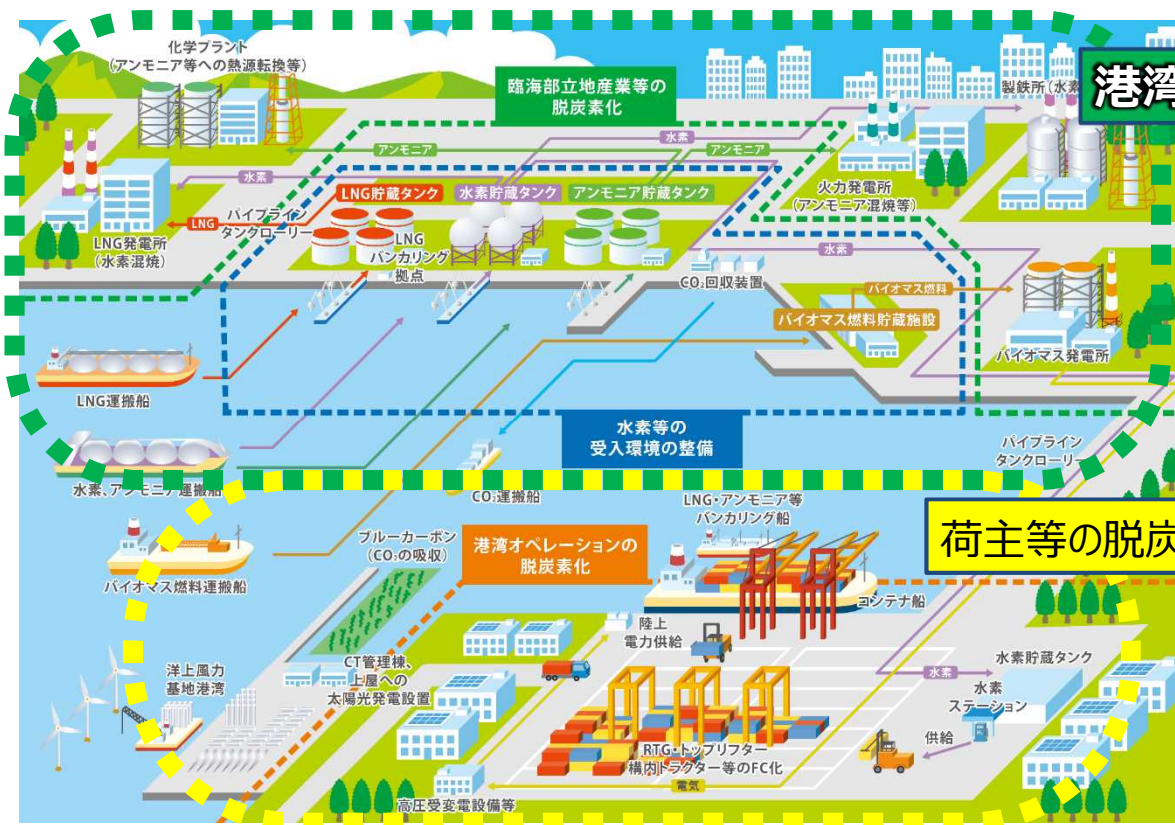
「カーボンニュートラルポート(CNP)」の形成ー

「カーボンニュートラルポート(CNP)」の形成の目的

➤ 港湾は、サプライチェーンの拠点かつ産業が集積する空間であり、運輸・製造業等の活動の場として機能

⇒ **港湾における脱炭素化の取組を推進することで、我が国の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献**

「カーボンニュートラルポート(CNP)」の形成のイメージ



港湾・臨海部の脱炭素化への貢献

産業のエネルギー転換に必要なとなる水素やアンモニア等の供給に必要な環境整備を進めることで、**港湾・臨海部の脱炭素化に貢献**

荷主等の脱炭素化ニーズへの対応を通じた**港湾の競争力強化**

世界的なサプライチェーン全体の脱炭素化の要請に対応して、**港湾施設の脱炭素化等への取組を進めることで、荷主や船社から選ばれる、競争力のある港湾を形成**

1. 港湾における脱炭素化の推進

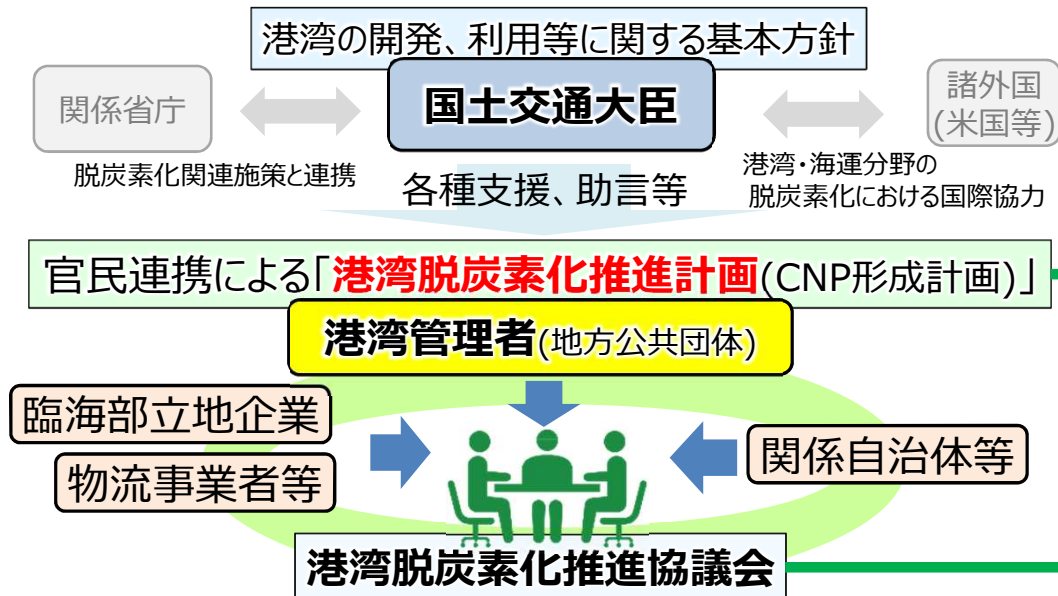
— 港湾における脱炭素化の取組の体制構築 —

背景・必要性

▶ 港湾における脱炭素化の取組は、多岐に亘る官民の主体が関係することから、その実効性を高めるためには、官民連携による継続的かつ計画的な取組を進める体制構築が必要

改正内容

▶ 臨海部に集積する産業等と連携した脱炭素化の取組を進めるため、港湾における官民関係者が一体となった、カーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進する仕組みを導入



「港湾脱炭素化推進計画」に定める事項

- ✓ **基本的な方針** (取組の方向性 等)
- ✓ **計画期間と目標**
 - ・ CO2削減目標量や水素等の取扱貨物量 等
- ✓ **港湾における脱炭素化の促進に資する事業、事業主体**
 - ・ 水素等の供給のための港湾施設等の整備、既存施設の利用転換 等
 - ・ 荷役機械のEV化、陸上電力供給設備やLNGバンカリング施設の整備 等
 - ・ その他港湾空間を活用した取組(洋上風力発電、ブルーカーボンの推進) 等
- ✓ **計画の達成状況の評価に関する事項**
 - ・ 進捗管理の体制・方法 等
- ✓ **その他港湾管理者が必要と認める事項**

「港湾脱炭素化推進協議会」の構成員

- ✓ **港湾管理者**(協議会の設置主体)
- ✓ **関係地方公共団体**(港湾所在市町村 等)
- ✓ **脱炭素化の取組を行う民間事業者**(立地企業、物流事業者等)
- ✓ **港湾利用者**(船会社等)
- ✓ **学識経験者** 等

背景・必要性

荷主等の脱炭素化ニーズへの対応を通じた**港湾の競争力強化**

- ▶ 脱炭素化を企業経営に取り込む動きが世界的に進展
荷主はサプライチェーン全体の脱炭素化に取り組んでおり、船社・物流事業者や海外港湾は、対応を強化
- ▶ 船舶燃料等の脱炭素化への対応や環境に配慮した港湾施設の導入等を進め、荷主や船社から選ばれる、競争力のある港湾を形成することが必要

【港湾におけるサプライチェーンの脱炭素化に資する取組例】



停泊中船舶への
陸上電力供給



船舶への低・脱炭素燃料供給



荷役機械の
低・脱炭素化

港湾・臨海部の脱炭素化への貢献

- ▶ CO2排出量の約6割を占める産業の多くは、港湾・臨海部に立地(燃料等で化石燃料を使用する産業が多い)
- ▶ エネルギー転換等に伴い、臨海部産業への水素等の供給のための港湾機能の確保や変化する土地利用ニーズへの対応が必要

海外における
水素・アンモ
ニア等の製
造

海上輸送



我が国港湾にて荷役・貯蔵

パイプライン等
配送



港湾・臨海部立地産業等が利用

改正内容

- ▶ 港湾法の適用を受ける**船舶燃料を補給する施設の対象を拡大**し、その設置を支援
 - ・ 給油、給炭の用に供する施設に加え、**LNGや水素等の動力源の供給の用に供する施設**を対象に拡大
 - ・ これに併せて税制特例を措置（固定資産税、事業所税）
- ▶ 脱炭素化推進地区内における**構築物の用途規制の柔軟化**
 - ・ 分区内の構築物用途規制について、分区内の一部区域(港湾管理者が定める脱炭素化推進地区)においては、水素等の供給、利用等の促進のため必要な場合に、当該規制の一部を緩和又は強化できる制度を創設
- ▶ 計画記載事業に係る港湾法の**許可等手続のワンストップ化**

2. パンデミック・災害の際の港湾機能の確実な維持

－国による港湾管理者を支援する体制の強化－

背景・必要性

クルーズ船での感染症の集団感染 → 新たなリスクに際しても港湾機能を確実に維持することが不可欠

感染症集団感染した大型クルーズ船の検疫対応（2020年2月3日～3月25日：横浜港）

<概要>

- 対象船舶：ダイヤモンド・プリンセス(115,906総トン)
- 乗船者数：3,711名(乗客2,666、乗員1,045)
うち、PCR検査陽性者712名
- 主な経過：2月3日 横浜港入港
2月5日 大黒埠頭着岸
3月1日 乗船者全員下船
3月25日 出港



国土交通省の対応

港湾管理者が行う業務のうち、以下業務を事実上代行

- 防衛省支援船舶等の着岸等に係る
港湾施設の利用調整
- 厚生労働省等の関係機関と連携した
乗船者の下船に係る環境整備・調整 等



国による港湾施設の管理代行制度（非常災害時における国による港湾管理者への支援強化）

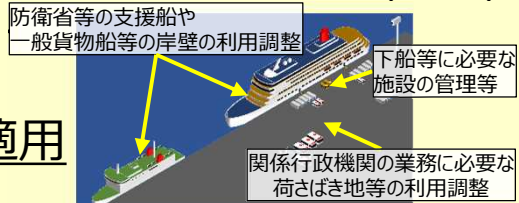
「非常災害」の発生時に、港湾管理者からの要請に基づき、
国土交通大臣が港湾管理者が管理する港湾施設の管理の
全部又は一部を代行

⇒ **「感染症の流行」は「非常災害」に該当しない**

改正内容

**感染症の世界的流行等の
重大リスクの発生時にも、本制度を適用**

感染症対応時の国の管理代行(イメージ)



【管理代行の事例【呉港(港湾管理者：呉市)】

－平成30年7月豪雨に伴う対応－

- ✓ 期間：平成30年7月16日－同年9月24日
- ✓ 対象施設：岸壁・物揚場、航路・泊地 等
- ✓ 代行した内容：
 - ・岸壁・物揚場の利用調整
 - ・航路及び泊地内の漂流物・沈没物の除去



3. 港湾の管理、利用等の効率化と質の向上

－民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備－

背景・必要性

【老朽化・陳腐化した港湾緑地の例】

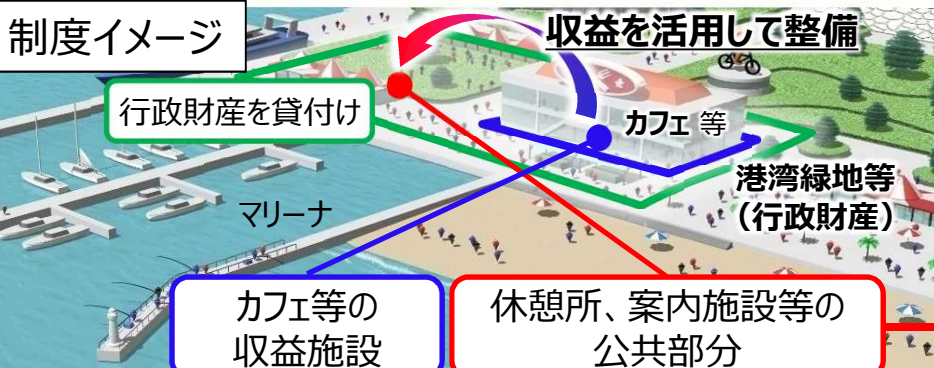


- ▶ 緑地等の老朽化、陳腐化が進展。財政制約から公共による更新投資も限界
 - ▶ 他方、民間能力を活用して魅力ある賑わい空間としたいニーズが顕在化
- ⇒ 既存制度では民間投資を呼びこむための環境が不十分

改正内容

港湾緑地等において、**収益施設(カフェ等)の整備**と当該施設から得られる**収益を還元して緑地等のリニューアル等を行う民間事業者**に対し、**緑地等の行政財産の貸付**を可能とする認定制度を措置

制度イメージ



認定を受けた民間事業者に対する支援措置

- ▶ **緑地等の行政財産の貸付け(国有財産法等の特例)**
貸付け可能な行政財産の範囲拡大(建物所有目的の土地に加え、広場等のオープンスペースや海上構造物(釣り桟橋)等の貸付けが可能)
- ▶ **港湾区域内の占用等許可の特例**
釣り施設等の設置に必要な許可手続をワンストップ化

従前



新制度



民間事業者が**収益施設と公共部分を一体的に整備・運営**

公共還元により整備する港湾施設の例(イメージ)



⇒ **民間活用の更なる推進により、水際線を生かした質の高い賑わい空間を創出**

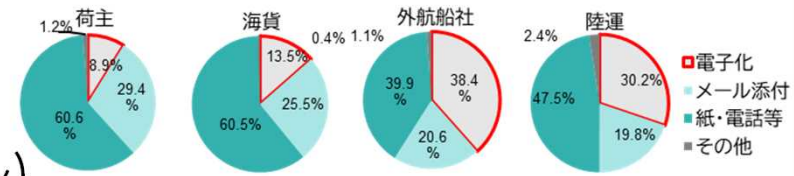
3. 港湾の管理、利用等の効率化と質の向上

—サイバーポートを国土交通大臣が設置・管理する電子情報処理組織に位置づけ—

背景・必要性

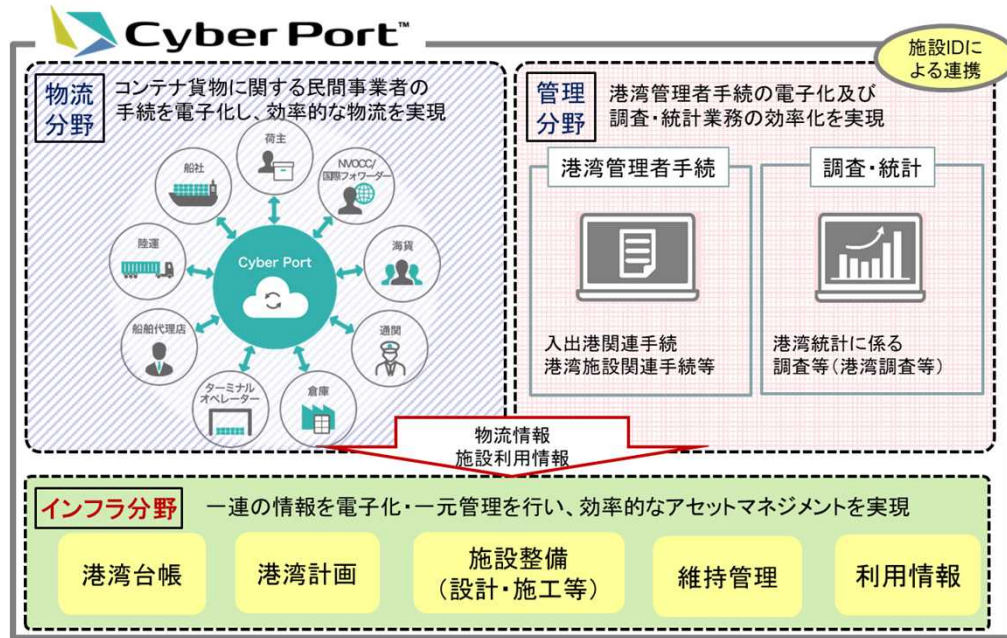
- ▶ 港湾の物流手続や行政手続は未だ紙、FAX、メールが主流、インフラ情報も各種DBが連携されておらず、非効率
- ▶ 個別の電子化は進められているが、全体最適化が図られていない

港湾の物流手続に関する情報伝達方法(事業種別)

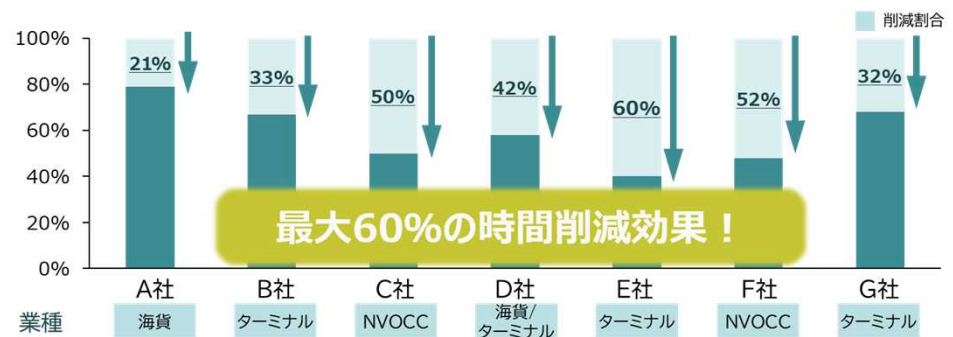


改正内容

港湾局が構築を進める情報プラットフォーム「サイバーポート」を、国土交通大臣が設置・管理する電子情報処理組織として位置づけ、物流手続の電子化やインフラ情報の一元化など、港湾の電子化を強力に推進。



API連携を行った事業者における港湾物流手続の時間削減効果



⇒ 情報技術を活用した港湾の生産性向上をはかり、国際競争力の強化や災害対応力の向上につなげる